

兵庫県公報

平成30年10月12日 金曜日 第 3045 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○ ふ化業者の登録（畜産課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	6
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 入札公告（県立神戸高等技術専門学院）	14
病院局公告	
○ 入札公告	16
○ 同 上	18

告 示

兵庫県告示第868号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
	平成30年10月16日（火）	平成30年10月1日（月） から同月12日（金）まで	陸上自衛隊 千僧駐屯地		

男子 女子	平成30年11月9日(金)	平成30年10月9日(火) から同年11月2日(金) まで	陸上自衛隊 伊丹駐屯地	試験時に告知	採用予定通知 書により告知
	平成30年11月10日(土)				
	平成30年11月11日(日)				
	平成30年11月17日(土)	平成30年10月9日(火) から同年11月9日(金) まで	陸上自衛隊 姫路駐屯地		
	平成30年11月18日(日)				

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第869号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
30兵第1号	平成30年9月28日	株式会社城山種鶏場 加古川市志方町岡504番地の1	株式会社城山種鶏場 加古川市志方町岡504番地の1



兵庫県告示第870号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町田井字村上832の1、字湯奥936、字古道971の1、字西谷1007、1008の1、字若杉1026、字後山1043、字筒井谷1060、1084、字浜崎1096、1101、1106、字鹽1126
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第871号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市郡家字堺ノ瀬1206 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第872号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
姫路市夢前町山之内字柳谷丁317の60
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳谷丁317の60（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
朝来市生野町口銀谷字八王子71、71の1、77
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第874号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成26年兵庫県告示第878号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成30年11月7日限りで消滅する。
平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

浜坂町加入区



兵庫県告示第875号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。
なお、保険に付すべき義務は、平成30年11月8日から発生する。
平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

浜坂町加入区



兵庫県告示第876号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方方法務局長

から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市東灘区魚崎西町一丁目、魚崎西町二丁目、魚崎西町三丁目及び魚崎西町四丁目の全域



兵庫県告示第877号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
明石市朝霧東町一丁目、朝霧町二丁目及び朝霧町三丁目の全域並びに大蔵谷奥及び朝霧台の各一部



兵庫県告示第878号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年9月18日から同年10月20日まで
- 3 作業地域
西宮市上甲子園三丁目8番39号地先



兵庫県告示第879号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年9月25日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
西宮市里中町一丁目、里中町二丁目、上鳴尾町、甲子園七番町、鳴尾町一丁目及び鳴尾町五丁目地内



兵庫県告示第880号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、猪名川町長から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年10月1日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
猪名川町の一部



兵庫県告示第881号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年7月9日から同年8月25日まで
- 3 作業地域
西宮市今津上野町6番15号外地先



兵庫県告示第882号

平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。
表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
西大貫地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町大貫字門田、字藤井、字竹ノ後、字堂ノ前、字室ノ尾、字奥谷、字辻畠、字前谷、字葉加ノ木及び字山王の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成16年6月11日 (平成28年10月7日) (平成30年10月12日)
	神崎郡福崎町大貫字堂ノ前、字室ノ尾、字門田、字前谷及び字葉加ノ木の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	神崎郡福崎町大貫字竹ノ後及び字藤井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	

長目地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字下向イ田、 字南中才、字北中才、字柳田、字 長目、字前田及び字太妻の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
中島地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字中島、字五 合堂、字寺居、字中蔵ノ北、字山 ノ下、字山ノ東、字下野林、字高 野、字南高野及び字下野田坪の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
西光寺地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字坂ノ垣内 の全部並びに字北ノ垣内、字西ノ 垣内、字前田坪、字佐近屋敷、字 山ノ東、字焼堂、字西光寺、字平 田、字南野畑及び字蓮池新田の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
八反田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字歳ノ木、字 西垣内、字岸ノ上、字神東ノ木、 字八反田及び字前田の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
吉田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字吉田、字丁 田、字東角、字川田、字前田筋、 字水通り及び字西ノ甲の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
西野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字西野々新 田、字吉田、字北野畑、字蓮池新 田及び字焼堂の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
井ノ口地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西田原字西保喜山、 字東保喜山、字上ノ畑ケ、字神崎、 字東市場、字西市場、字三悪、字 上大明寺、字西廣畑及び字クロ垣 内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
北野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西田原字小谷、字北 廣岡、字道垣内、字東新田及び字 西新田の各一部並びに東田原字 福壽及び字寺西の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
大門地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字南屋敷の 全部並びに字通り堂、字東通り 堂、字垣内田、字池ノ下、字西フ ロ尾、字東フロ尾、字皿池ノ下、 字池田、字山ノ上、字中屋敷、字 北屋敷及び字岡ノ上の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日

大門地区 条例別表第3の6 の項	神崎郡福崎町東田原字池ノ下の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の 項に規定する建築物	平成30年7月6日
加治谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字フロ屋、字 中所、字東所、字三本松、字宮ノ 下打越、字前田及び字妙徳山の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町東田原字三本松及 び字前田の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
亀坪地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字森本の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
南大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内、字 ユウラ、字小角、字長谷、字大年 谷、字南垣内、字宮ノ前、字ハサ コ、字田中、字ドウド、字前田、 字下り、字谷、字和田、字ツゾメ、 字蓮池新、字新田、字宮ノ前及び 字西ヶ原の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年10月12日)
	大貫字西ノ垣内の一部	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
東大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字万之前、字岡 ノ端、字谷之内西、字前田、字奥 之山、字谷之内東、字倉谷、字足 谷、字山田、字石引、字石引ノ東、 字石引ノ西、字東田及び字藤井の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年10月12日)
余田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字西垣内、字 東垣内及び字塚本の全部並びに 字上春賀、字井ノ尻、字御領所、 字出口、字後口田、字北垣内、字 壺反所、字薬師堂、字廣野、字観 音堂、字堂ノ下、字宮池澤、字東 垣内、字奥垣内、字オヶ原、字上 下代及び字川西の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
小倉地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字南池澤、字 大西山、字小倉邸垣内、字上ノ山、 字新兵衛谷、字皿池尻、字村下及 び字大坪の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)

庄地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字出口、字奥垣内、字東垣内、字大坪、字モミヂ、字前垣内、字角後、字前川、字古屋敷、字北狭、字北代、字井ノ尻、字宮之池澤、字野畑、字野林、字下野田、字西野、字上野畑、字野際、字上野田、字西ケ首、字西光寺野、字向野、字平林、字奥畑及び字小鶴池の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町八千種字前川、字角後及び字前垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
鍛冶屋地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字前川、字裏垣内、字前垣内、字上前田、字下前田、字南ノ下、字代ノ岡、字上野畑、字上川向及び字西野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
馬田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字東野添の全部並びに字下野添、字二反田及び字北野添の各一部、福崎新字中島の一部、馬田字西山筋の一部並びに福田字中筋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
山崎地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町山崎字清水、字オノ神、字萬宝庵、字大將軍、字北垣内、字寺裏、字立石及び字分木の全部並びに字朝谷、字西山所、字カマエ、字地藏垣内、字北山、字庵ノ下、字コモイケ、字下ノ坂、字四ノ田、字松田、字川田、字福井、字大塚、字堂垣内、字前田、字川端及び字丁田の各一部並びに福田字東大谷、字トカハナ及び字西田黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年10月12日)
福田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町福田字ヲコシヤスミの全部並びに字大野、字焼小豆、字大將軍、字無量寺、字トユノモト、字下ノ川、字前垣内、字中垣内、字上垣内、及び字池ノ段の各一部並びに高岡字川端の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町福田字焼小豆の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	

板坂地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字東山ノ下の全部並びに字三谷口、字辻之内、字西垣内、字東垣内、字竹之内、字松尾、字宮ノ前、字鳥ノ岡、字下林、字フシ原、字フシ原垣内、字土山、字赤佐、字東山及び字東山上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
桜地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字竹之後、字中垣内、字岸ノ下、字東畑、字梨ノ木、字狐塚、字苗代田及び字孫八の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町高岡字梨ノ木、字東畑及び字苗代田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
長野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字下々通の全部並びに字宮ノ東、字四十田、字大道東、字宮ノ西、字大浦、字薬師山、字村中、字上垣内、字桜元及び字大谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
神谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字大浦、字桜元、字南八王子、字北八王子、字北垣内、字宮ノ西、字構、字前岡、字前田及び字薬師山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
西谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字梨ヶ坪、字前田、字宮ノ西、字加尻、字大塚、字向井田、字團次、字米山、字奥ノ谷、字垣内谷、字白輪、字五郎ヶ谷、字切谷、字ミク下及び字高田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年10月12日)
西谷地区 条例別表第3の9 の項	西治字権現谷及び爺谷の各一部	旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物	平成30年10月12日
西治地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字上代及び字中荘の全部並びに字南荘、字片山、字平山、字宮ノ下、字志水田、字五反畑ヶ、字北川、字上荘、字田中、字下代ノ上ミ、字下代ノ下モ、字南谷、字北ノ岡、字畑ヶ田、字中村、字北野添、字下野添、字赤坂、字宗四郎谷、字三味谷、字数叶ノ西、字数叶ノ東、字東新田、字中新田及び字下新田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)

	並びに福田字宮前の一部で別図に示す区域		
	神崎郡福崎町西治字中新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
西治地区 条例別表第3の9の項	神崎郡福崎町西治字東新田及び字市川端の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物	平成30年7月6日
高橋地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町高橋字西竹ノ下及び字南谷の全部並びに字東竹ノ下、字笠目、字中尾、字橋ノ本、字北山城、字山城、字大畑ケ、字上ノ山、字峠、字北山ノ上及び字細谷の各一部並びに西治字桑谷東、字操谷及び字拝尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日) (平成30年10月12日)

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年10月12日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム修正開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
58,126,576円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エーコープ和田山店

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社エーコープ近畿

住所 大阪府高槻市番田一丁目51番1号

代表者の氏名 高 崎 淳

名称 たじま農業協同組合

住所 豊岡市九日市上町550番地の1

代表者の氏名 尾 崎 市 朗

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

名称

代表者の氏名

株式会社エーコープ近畿

大阪府高槻市番田一丁目51番1号

岩 重 正 志

たじま農業協同組合

豊岡市九日市上町550番地の1

尾 崎 市 朗

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

株式会社エーコープ近畿

大阪府高槻市番田一丁目51番1号

高 崎 淳

たじま農業協同組合

豊岡市九日市上町550番地の1

尾 崎 市 朗

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

株式会社エーコープ近畿

大阪府高槻市番田一丁目51番1号

岩 重 正 志

たじま農業協同組合

豊岡市九日市上町550番地の1

尾 崎 市 朗

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

株式会社エーコープ近畿

大阪府高槻市番田一丁目51番1号

高 崎 淳

たじま農業協同組合

豊岡市九日市上町550番地の1

尾 崎 市 朗

4 変更年月日

平成30年6月29日

5 届出年月日

平成30年9月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年10月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年2月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猪名川町広根字北后久1番3、1番6、2番、2番2、2番3、3番、3番2、4番3、4番6、9番1、9番3、9番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
伊丹市桜ヶ丘1丁目3番23号
医療法人社団星晶会 理事長 松 本 昭 英
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年9月20日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-6-2号（29猪名川）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町北池字村前82番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島2番地
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊 藤 勝 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年7月18日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-37-2号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字北沢1621番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市平田120番地の1
株式会社秋山住研 代表取締役 秋 山 爲 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年6月5日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1-2号（30西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市田原町字大將軍3184番27から3184番32まで、3184番34、3184番35、3184番37の一部、3184番38の一部、3184番39、3184番40の一部、3184番41、3184番54、3184番55の一部、3184番57の一部、3184番58の一部、

3184番59、3184番110、3184番117、3184番124、3184番128、3184番134、3184番149、3184番170から3184番175
まで、3184番192から3184番200まで、3184番223、3184番224、3184番233

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市田原町宮ノ谷3179番地の3
ヨドプレ株式会社 代表取締役社長 津 山 正 幸
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年4月3日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10-3号（27加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖西町土師二丁目70番、73番、74番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東出216番地5
山榮徳行株式会社 代表取締役 山 本 陽 典
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年8月20日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-5-2号（30たつの）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月12日

契約担当者

県立神戸高等技術専門学院長 足 達 和 則

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
電気制御コース教育用コンピュータシステム導入業務
 - (2) 仕様
入札説明書のとおり
 - (3) 履行期間
契約日から平成31年3月29日（金）まで
 - (4) 履行場所
県立神戸高等技術専門学院
神戸市西区学園東町5丁目2番
 - (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定さ

れた者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番
県立神戸高等技術専門学院総務課 担当 北田
電 話 (078) 794-6630
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年10月12日(金)から同月18日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成30年10月26日(金)午後3時 県立神戸高等技術専門学院 本館3階 向上訓練教室1
- (4) 入札書等の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成30年10月25日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、平成30年10月24日(水)午前11時までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月2日(金)までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。
 - コ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札決定後、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を

確保するための誓約書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置（MRI 1.5T） 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成31年3月29日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立リハビリテーション西播磨病院 たつの市新宮町光都1丁目7番1号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話 (078) 341-7711 内線3476

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成30年10月12日(金)から同月18日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成30年10月30日(火) 午前9時30分 兵庫県庁西館1階小入札室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年10月29日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月29日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成30年10月18日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年11月5日(月))までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるかと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話(078)341-7711 内線3476

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成30年10月12日(金)から同月18日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成30年10月30日(火)午前9時45分 兵庫県庁西館1階小入札室

- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年10月29日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月29日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成30年10月18日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年11月5日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Multipurpose X-ray TV system, 1 set

(3) Delivery period:

January 31, 2019

(4) Delivery place:

Central Rehabilitation Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 18, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 October 29, 2018 by mail

9:45 October 30, 2018 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3476